

令和 8 年度 富田林市立第三中学校



PTA 総会 (書面開催)

令和 8 年 5 月 1 日 (金)

保護者のみなさま、平素はPTA活動へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、4月15日(水)に令和7年度PTA本部役員会を開催し、この書面および学校ホームページにおいて、PTA総会議案を提示することといたしました。

つきましては、総会議案を本紙裏面ならびに以下の学校ホームページアドレス(またはQRコード)にてご精読いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、冊子(紙媒体)が必要な場合は、教頭先生にお知らせください。

(第三中学校 TEL 0721-34-3206)

注1: 異議やご意見がある場合は、裏面「意見書」に必要事項をご記入の上、5月15日(金)までに教頭先生までご提出ください。書面による問い合わせなどがなければ「賛成」とみなし、「賛成」が過半数を超えた場合は、可決とみなします。

注2: PTA学級委員に立候補する場合(裏面「2. お知らせ②」)、裏面「PTA学級委員立候補届出用紙」に必要事項をご記入の上、5月15日(金)までに教頭先生までご提出ください。

令和7年度PTA会長 山本 喜弘

第三中学校ホームページアドレス

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/dai3/>

QRコード



1. 令和8年度PTA総会議案について

議案第1号「令和8年度PTA本部役員選出」承認の件

令和7年度		令和8年度	
会長	山本 喜弘	会長	山本 喜弘 3-2
副会長(給食)	松葉 典子	副会長(給食)	松葉 典子 2-1
副会長(交通)	岡田 宏恵	副会長(交通)	岡田 宏恵 3-1
書記	京嶋 恭子	書記	尾上 尚子 2-3
会計	比嘉 朋子	会計	庄山 優子 2-1
(学校)書記	牧野 広大	(学校)書記	東 和也
(学校)会計	肥後 由紀子	(学校)会計	篠原 賢司

敬称略

議案第2号「令和7年度PTA会費決算」承認の件(別添参照)

議案第3号「令和8年度PTA会費予算」承認の件(別添参照)

2. 令和8年度PTAからのお知らせ

① PTA行事・事業計画について(別添参照)

・コロナ禍以降、PTA活動は別添「事業計画」の通り、精選し策定しております。

② PTA学級委員立候補届出用紙について(別紙参照)

・PTA学級委員に立候補する場合は、配付した別紙「PTA学級委員立候補届出用紙」に必要事項をご記入の上、5月15日(金)までにお子さまを通じて、教頭先生までご提出ください。

・立候補がないクラスについては、後日、抽選となります。

令和7年度 PTA一般会計収支 決算書

収入の部

(単位：円)

大科目	中科目	予算金額	実績金額	内 訳
会費収入	正会員	1,110,000	1,082,000	総口数 541 口 (1口2,000円) 利息、雑収入等
雑収入		12,000	22,878	
前年度繰越金		156,995	156,995	
収入合計 (A)		1,278,995	1,261,873	

支出の部

(単位：円)

大科目	中科目	予算金額	実績金額	内 訳 (主な)
(1) 本部運営費		762,000	674,930	
	1 会議費	20,000	19,894	会議運営、会議資料作成等
	2 事務費	100,000	94,733	PTA新聞発行、印刷消耗品等
	3 事業費	200,000	153,327	賠償責任保険等
	4 特別事業費	110,000	36,960	行事警備費
	5 諸活動振興費	210,000	221,106	体育用品、施設設備費
	6 分担費	12,000	11,350	市PTA連絡協議会会費等
	7 慶弔費	0	28,000	
	8 就学補助費	110,000	109,560	卒業記念品購入補助
(2) 学校運営助成金		432,000	401,854	
	1 教育振興費	190,000	233,965	研修用図書、学級費等
	2 研究活動費	10,000	2,000	教材研究・教育研究活動等
	3 環境整備費	180,000	135,410	自転車置き場製作費等
	4 保健費	20,000	18,041	検診備品、感染症対策品等
	5 資料購入費	6,000	5,720	進路説明会資料等
	6 運営費	25,000	6,718	進路指導対策図書等
	7 負担金	1,000	0	-
3 記念行事積立金	記念行事積立金	30,000	30,000	
4 予備費	予備費	54,995	0	
支出合計 (B)		1,278,995	1,106,784	
次年度繰越金(C)=(A)-(B)		0	155,089	次年度繰越金

以上のとおり、報告いたします。

令和8年4月15日

会計担当 比嘉 朋子

会計担当 肥後 由紀子



以上の報告について、厳正なる監査をいたしました結果、適切な収支であることを認めます。

令和8年4月15日

会計監査 松本 智賀子



令和8年度 PTA一般会計収支 予算案

収入の部

(単位：円)

大科目	中科目	昨年度実績	本年度予算	内 訳
会費収入	正会員	1,082,000	1,080,000	会費540口(1口2,000円)
雑収入		22,878	12,000	利息・雑収入等
前年度繰越金		156,995	155,089	
収入合計 (A)		1,261,873	1,247,089	

支出の部

(単位：円)

大科目	中科目	昨年度実績	本年度予算	内 訳
(1) 本部運営費		674,930	632,000	
	1 会議費	19,894	20,000	会議運営、会議資料作成等
	2 事務費	94,733	100,000	PTA新聞発行、印刷消耗品等
	3 事業費	153,327	150,000	賠償責任保険等
	4 特別事業費	36,960	10,000	放送設備、教室環境整備等
	5 諸活動振興費	221,106	210,000	体育備品、施設設備費
	6 分担費	11,350	12,000	市PTA連絡協議会会費等
	7 慶弔費	28,000	20,000	—
	8 就学補助費	109,560	110,000	卒業記念品購入補助
(2) 学校運営助成金		401,854	417,000	
	1 教育振興費	233,965	220,000	印刷消耗品、学級費等
	2 研究活動費	2,000	10,000	教材研究・教育研究活動等
	3 環境整備費	135,410	150,000	校舎内補修・整備等
	4 保健費	18,041	20,000	検診備品、感染症対策品等
	5 資料購入費	5,720	6,000	進路指導関係諸費等
	6 運営費	6,718	10,000	進路指導対策費等
	7 負担金	0	1,000	図書室運営システム負担金等
3 記念行事積立金	記念行事積立金	30,000	30,000	周年事業積立金
4 予備費	予備費	0	70,000	予備費
支出合計 (B)		1,106,784	1,149,000	
次年度繰越金(C)=(A)-(B)		155,089	98,089	

富田林市立第三中学校 P T A 規約

令和 6 年度改訂版

第 1 章 総則

第 1 条 本会は富田林市立第三中学校 P T A と呼び、事務局を第三中学校内におく。

第 2 条 本会は会員相互協力し、学校と家庭と社会との関係をいっそう密にして、生徒の福祉の増進と、地域社会の文化の向上を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の基本方針に従い会務を遂行する。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動する。
2. 児童憲章の精神にのっとり、生徒の福祉増進のため活動する他の社会教育団体や機関と協力する。
3. 本会は政治活動および宗教活動をしない。また、いかなる営利的企業をも支持しない。
4. 会の運営はどこまでも民主的なものであって、他のいかなる団体の支配・統轄・干渉をうけない。
5. 教育問題について討議し、その活動をたすけるための意見をのべることはできるが、直接に学校の教育方針・運営・管理・教員人事等には一切干渉しない。

第 2 章 会員

第 4 条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者と、勤務する教職員がその会員となる資格を有する。ただし、校区内に在住し、特に教育に関心をもち、本会の趣旨に賛同する者は役員会の承認を得て入会することができる。

第 3 章 役員

第 5 条 本会には次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 書 記 2 名 (内 1 名教職員)
4. 会 計 2 名 (内 1 名教職員)

第 6 条 役員任期は 1 年とする。ただし再選はさしつかえない。

第 7 条 役員は別に定める「細則」によって選出される。

第 8 条 役員の仕事は次のとする。

1. 会長は、本会の代表者で、本会を統轄し運営をつかさどる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理をつとめる。
3. 書記は、(1) 総会・運営委員会等の議事の活動状況を記録し保管する。
(2) 各種会合の開催について通知する。
4. 会計は、本会すべての会計事務を処理する。会計監査委員会の監査を経た決算を総会に報告し承認を受ける。

第4章 役員会

第9条 本会に役員会を置き、役員会は役員・学校代表により構成される。ただし、必要に応じ関係の常任委員長をも含めることができる。

第10条 役員会は、本会の運営について協議する。

第5章 委員会

第11条 本会は目的を達成するため学級委員会と特別委員会をおく。

第12条 学級委員は各学級より1名選出し、委員長1名、副委員長2名を互選する。

第13条 学級委員会は、委員長が必要と認めたときに会長に連絡の上、随時召集する。

第14条 学級委員会の任務は次の通りとする。

1. 学級懇談会等を企画運営し、学級担任と保護者との連携をはかる。
2. 保健体育・学校安全に関する事項や、学校の環境・設備の改善について協議する。
3. 明るい学校づくり町づくりをめざして、広報活動や文化活動を推進する。

第15条 学級委員会の任期は1年とする。ただし再選はさしつかえない。

第16条 記念式典等、特別の事情の生じたときは、必要な特別委員会を置くことができる。

第17条 特別委員会は、所定の任務を完了したときに自動的に解散する。

第6章 運営委員会

第18条 本会に運営委員会を置き、役員・学級委員会代表・及び学校代表によって構成する。

第19条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

1. 総会において議決された事項を処理する。
2. 役員会及び学級委員会において立案された事業の具体的計画を審議検討する。
3. 人権尊重の精神に基づき、人権啓発を行う。
4. その他運営に必要な事項を審議する。

第20条

1. 運営委員会は会長が必要と認めたときに召集する。その定数は、3分の1以上で成立する。
2. 運営委員会の議長には原則として会長となる。

第7章 部活動振興協力会

第21条 本会に部活動振興協力会を置き、PTA会員の任意加入の会費組織とし、部活動での体育・文化活動の振興を図る目的とする。

第8章 総会

第22条 総会は年1回以上とし、事業案・予算案など重要な事項を審議し、年度末の事業報告・決算報告をする。ただし、会長が必要と認めたとき、また会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。

第23条 総会は全会員の5分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、やむを得ない事由のため出席できない会員は、委任状によりこれに代えることができる。

第24条 総会の議事は、出席の過半数で決定される。

第25条 会長が必要と認めたときは、委員総会を開くことができる。

第26条 委員総会は、緊急を要する事項について協議し、その議決事項は、次の総会に付議して承認を求める。

第9章 会計

第27条 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。

第28条 会員は、すべて所定の会費を納めるものとする。会費は1口 年間2,000円、(1家庭につき1口以上)。ただし、会長が必要と認めた会員からは、会費を徴収しない。

第29条 本会の会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日におわる。

第10章 個人情報

第30条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第11章 細則

第31条 本会の運営に関して必要な細則は、運営委員会の議決を得て定める。ただし、運営委員会は、細則を制定・改正したとき、その結果を次の総会に報告しなければならない。

第12章 改正

第32条 この規約は総会の議決を経て改正することができる。

(付則1) この規約は昭和58年4月28日より施行する。

(付則2) 第8章第28条の改正については平成4年4月1日より施行する。

(付則3) 第6章第19条・20条の改正については平成5年4月1日より施行する。

(付則4) 第5章第12条・13条・15条の改正については平成13年4月1日より施行する。

(付則5) 第7章第22条を追加し、以下を第8章23条から第11章第32条

- とする。この改正については平成18年4月1日より施行する。
- (付則6) 第5章の12条の改正については平成26年4月1日より施行する。
- (付則7) 第5章の15条の3の改正については平成26年4月1日より施行する。
- (付則8) あらたに、慶弔規定をもうけ、平成26年4月1日より施行する。
- (付則9) 12条・15条・17条・29条の改正については平成29年4月1日より施行する。
- (付則10) 第10章第31条を追加し、以下を第11章32条から第12章第33条とする。この改正については平成30年4月1日より施行する
- (付則11) 第10章第29条については平成31年4月1日より施行する。
- (付則12) 第9章第30条については令和2年4月1日より施行する。
- (付則13) 第5章の改正および、それに伴う条数の変更については令和4年4月1日より施行する。
- (附則14) 第2章第5条の改正については、令和7年5月1日より施行する。

細則

第1条 役員及び運営委員の選出は、次の通りとする。

1. 会員は役員候補者として立候補（会員5名以上の推薦と本人の承諾のあるもの）することができる。
2. 役員の立候補がない場合は、1月に3年生保護者を除く会員が（出身小学校区に関わらず）抽選を行い、選出する。
3. 役員は、総会における無記名投票によって選出される。対立候補者のないときは、出席者の賛成多数によって承認される。
4. 運営委員は、新年度役員候補者を総会の5日前までに告示する。
5. 運営委員は、各常任委員会より選出された代表があたる。
6. 会長の要請により、若干名の顧問を置くことができる

第2条 この細則は、総会で出席者の過半数の議決により改正することができる。

第3条 この細則は、昭和58年4月28日より施行する。

(付則1) 細則第2条の改正については平成13年4月1日より施行する。

(付則2) 細則第2条の3の改正については平成26年4月1日より施行する。

(付則3) 細則第2条の4の改正については平成26年4月1日より施行する。

(付則4) 細則第1条、第2条の改正については平成29年4月1日より施行する。

(付則5) 細則第1条の改正、第2条の削除については令和3年4月1日より施行す

る。

令和8年度PTA事業計画案

月	日	曜	時間	場所	内容
4	15	水	18:30	校長室	新旧PTA本部役員引継ぎ会議、会計監査
5	1	金	—	—	PTA総会（書面開催）
5	1	金	19:00	校長室	PTA本部役員・三中ネットワーク役員顔合わせ
5	20	水	18:30	校長室	第1回PTA運営委員会（学級委員抽選）
7	1	水	18:30	校長室→会議室	第2回PTA運営委員会→学級委員参加（会議室）
8	31	金	8:00	正門・裏門	「あいさつ運動」8:00～8:30頃。8/31（月）、9/1（火）
9	2	水	18:30	校長室	第3回PTA運営委員会
10	2	金	8:15	グラウンド	体育大会来賓受付（雨天時10月6日火）
11	4	水	18:30	校長室	第4回PTA運営委員会
1	8	金	8:00	正門・裏門	「あいさつ運動」8:00～8:30頃。1/8（金）、1/12（火）の2日間
1	13	水	18:30	校長室	第5回PTA運営委員会、新年度PTA本部役員抽選
2	24	水	18:30	校長室	第6回PTA運営委員会
3	12	金	9:00	校長室→体育館	卒業式来賓
4	?		13:00	校長室→体育館	入学式来賓（PTA入会、PTA口数説明）
4	8	木	8:00	正門・裏門	「あいさつ運動」8:00～8:30頃。4/8（木）、4/9（金）の2日間
4	14	水	18:30	校長室	新旧PTA本部役員引継ぎ会議、会計監査、新役員広報用写真撮影
4	30	金	—	—	PTA総会（書面開催）